川崎市多摩区公告第50号

次の国民健康保険料に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年10月20日

川崎市多摩区長 佐藤 直樹

年 度	科目	期別	変更する新期限	件数・備考
令和 7 年 度				計 1 件

※別紙は、省略とする。